

令和 5 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 10 号	長門市印鑑条例の一部を改正する条例	・・・ 1
第 11 号	長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・・・ 2
第 12 号	長門市公設自動車置場条例の一部を改正する条例	・・・ 3
第 13 号	長門市漁港管理条例の一部を改正する条例	・・・ 4
第 14 号	市の区域内の字の区域の変更について	・・・ 6
第 15 号	長門市営土地改良事業の施行について	・・・ 12
第 16 号	萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務及び規約の 変更について	・・・ 14
第 17 号	専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める ことについて）	・・・ 17
第 18 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・ 18

報 告

第 1 号	権利の放棄について	・・・ 19
-------	-----------	--------

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る所要の条文整備を行う。

2 改正の内容

個人番号カード所持者について、スマートフォン（移動端末設備）に利用者証明用電子証明書を「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」として搭載可能となる。

コンビニエンスストア等の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、スマートフォン（移動端末設備）に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するため、長門市印鑑条例の一部を改正する。

3 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

4 その他

個人番号カードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の取得が可能となり、市民の利便性が向上する。

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

- ・長門市印鑑条例の一部を改正する条例に関連し、多機能端末機に係る記載を整備するもの
- ・副申申達手数料の規定を実態に即して削除するもの

2 改正の内容

(1) 多機能端末機に係る規定（別表その 1 証明手数料の項備考）

長門市ではコンビニエンスストア等の多機能端末機から住民票と印鑑登録証明書の交付が可能である。証明手数料は市役所での交付が 200 円に対し、多機能端末機を用いて交付する場合は 150 円としている。

スマートフォン（移動端末設備）に搭載された利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機による証明書の交付申請が可能になるため、長門市印鑑条例の一部を改正することに関連し、長門市証明等手数料条例別表の多機能端末について、スマートフォン（移動端末設備）を利用する場合を追加する。

(2) 副申申達手数料の削除（別表その 1 副申申達手数料の項）

副申申達に係る手数料を徴収する事務がないため、削除する。

3 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

長門市公設自動車置場条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 2 年度地籍調査実施地区の登記完了に伴い、公設自動車置場の地番に変更が生じたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 黄波戸第 4 自動車置場の位置を変更（第 2 条関係）

【改正前】長門市日置上 2388 番地 27

長門市日置上 2388 番地 28

【改正後】長門市日置上 2388 番地 4

3 施行期日

公布の日

長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

野波瀬漁港と小島漁港の合併に伴い、漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、所要の改正を行うもの。

2 改正の箇所及び改正の内容

(1) 改正の箇所

別表 1 (第 1 条関係) の変更 (野波瀬漁港及び小島漁港に関する箇所)

(2) 改正の内容

○改正前

野波瀬漁港	第 2 種	長門市三隅下
小島漁港	第 1 種	長門市三隅中

○改正後

野波瀬漁港	第 1 種	野波瀬地区	長門市三隅下
		小島地区	長門市三隅中

※漁港の種類

【漁港漁場整備法第 5 条】

第 1 種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第 2 種漁港：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第 4 種漁港：離島その他辺地にあつて漁港の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

【漁港の指定等に関する基準】

(1) 第 1 種漁港については、(2) から (4) までの掲げる要件に該当するもの以外のものとする。

(2) 第 2 種漁港については、次に掲げる要件のうち、原則として 3 以上を満たしているものとする。

ア 地元漁船が 50 隻以上又は当該漁船の総トン数の合計が 500 トン以上であること

イ 利用漁船が 25 隻以上又は当該漁船の総トン数の合計が 250 トン以上であること

ウ 年間属地陸揚量が 1,125 トン以上であること。

- エ 次に掲げる施設をすべて有していること
 - (ア) 係留施設（岸壁又は物揚場に限る）
 - (イ) 幅員 3 メートル以上の臨港道路
 - (ウ) 荷さばき所
- (3) 第 3 種漁港については、（省略）
- (4) 第 4 種漁港については、（省略）

3 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

市の区域内の字の区域の変更

1 趣旨

令和 3 年度地籍調査の完了に伴い、深川湯本及び日置上の区域内の土地の合筆等を行うことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

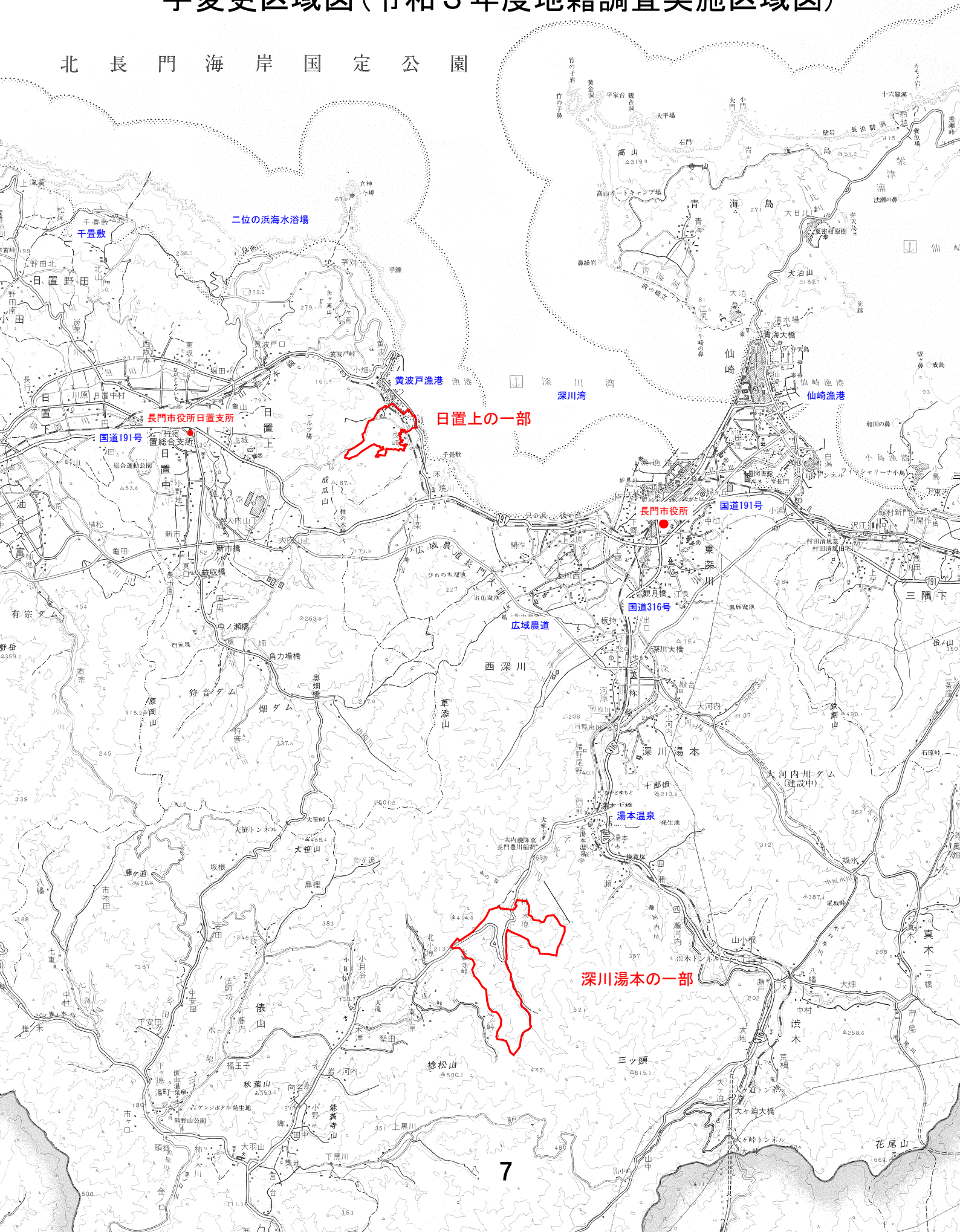
2 字の区域の変更となる土地

- (1) 長門市深川湯本字ホクレ木 10221 番 5
- (2) 長門市日置上字埤後 2051 番 3 外 94 筆

3 施行期日

国土調査法第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日

北 長 門 海 岸 国 定 公 園



令和3年度地籍調査実施地区 字一覧図

【深川湯本の一部】

変更前字名(※) S=1/10000



令和3年度地籍調査実施地区 字一覧図

【深川湯本の一部】

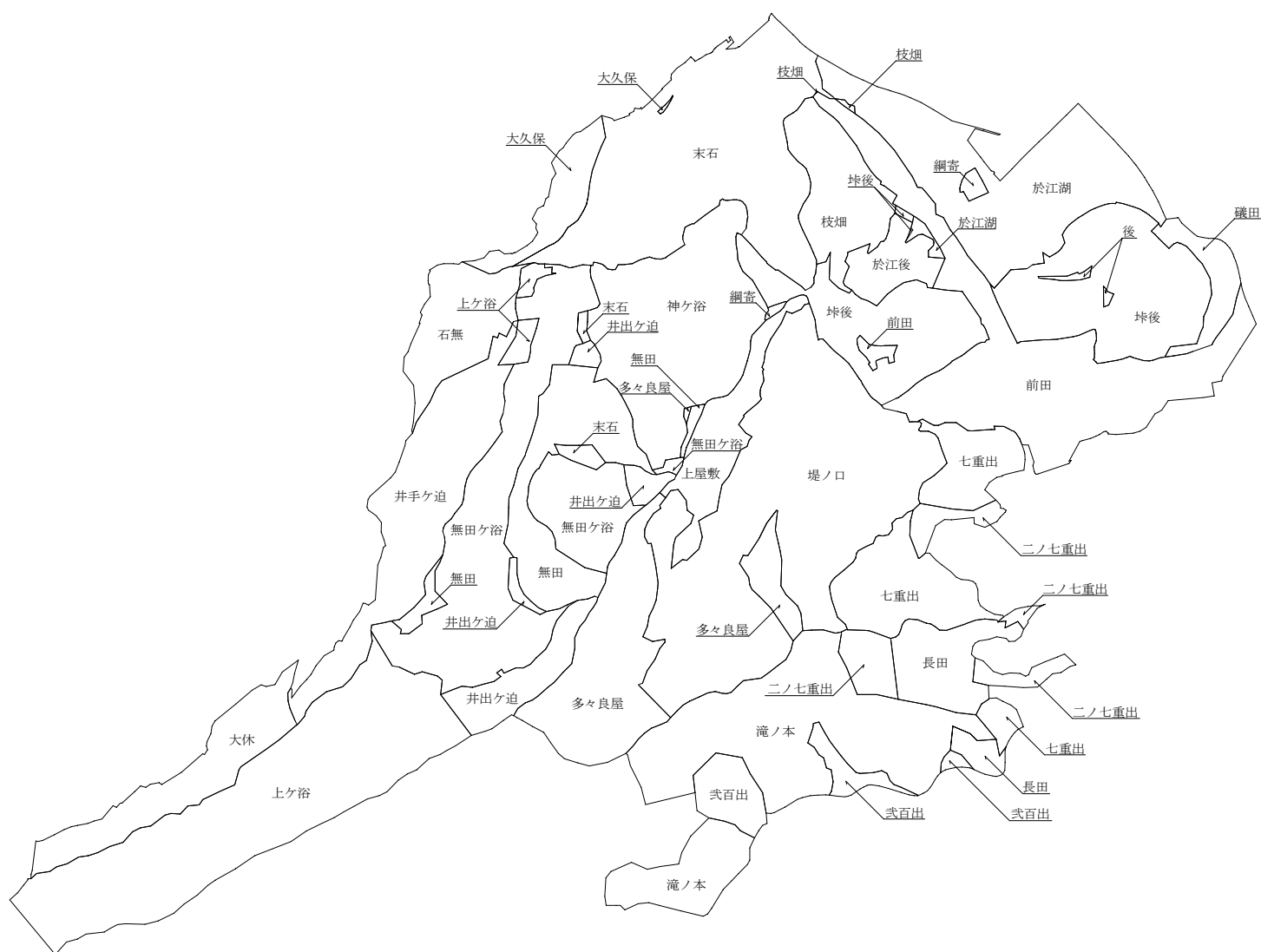
変更後字名 S=1/10000



令和3年度地籍調査実施地区 字一覧図

【日置上の一部】

変更後字名 S = 1 / 6 0 0 0



長門市営土地改良事業の施行について

1 事業名

農地耕作条件改善事業 日置東坂本地区（団体営ほ場整備事業）

2 事業実施箇所

山口県長門市大字日置上 地内

3 目的

（１）土地改良事業の施行目的

本地域は、本市の北部（旧日置町）に位置しており、本市の農業振興地域整備計画において農業振興地域に位置付けられ、単独県費土地改良事業東坂本地区（平成元年竣工）により、ほ場整備が行われている区域である。しかし、本地区の一部農地が未整備田であることから、農地の団地化が図れず、担い手への農地集積に支障をきたしている状況である。

そのため、本事業で区画整理を実施することにより、団地化及び効率化を図ることで、農地中間管理機構を活用した農地の貸付による集積の促進を図ることとしている。

（２）土地改良法第 2 条第 2 項に掲げる事業の種類

区画整理

4 地積

（単位：ha）

現況地目 市町村名	田	畑	原野	山林	その他	計
長門市	1.7	0.0	0.0	0.0	0.2	1.9

5 工事内容

種目	工種区分	内 容
区画整理工	整地工	A = 1. 6 h a
	道路工	L = 0. 2 k m 砂利舗装
	用水路工	L = 0. 3 k m ベンチフリューム
	排水路工	L = 0. 1 k m ベンチフリューム

6 工事の着手及び完了予定時期

着手予定 令和 5 年 1 2 月

完了予定 令和 7 年 3 月

7 費用の概算

区 分	金額（千円）	備 考
純 工 事 費	22,000	
測量設計費	3,000	
営 繕 費	0	
用地補償費	0	
換 地 費	5,000	
合 計	30,000	

8 費用負担

区 分	金額（千円）	負担率	備考
国 費	20,250	67.5%	
県 費	4,500	15.0%	
市 費	3,600	12.0%	
地元負担	1,650	5.5%	
計	30,000	100.0%	

萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

1 趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務にごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に関する事務を加え、同組合規約（平成 22 年指令平 21 市町第 3531 号）を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求めるもの。

2 改正の内容

現在、萩・長門清掃一部事務組合（構成市：萩市、長門市）は、ごみ焼却施設の設置、維持管理及び運営に関する事務を共同処理事務として規定し、可燃ごみの焼却処理を行っているが、今後、施設の更新が必要となるごみ焼却施設以外のごみ処理施設及び最終処分場についても、組合の共同処理事務として行うこととしたいため組合規約を変更するもの。

主な内容

- (1) 組合の共同処理する事務を追加（第 3 条関係）
ごみ処理施設（焼却施設に限る。） ⇒ ごみ処理施設及び最終処分場
ただし、2 市が現に有している施設は、2 市がそれぞれ管理運営する。
- (2) 執行機関の組織及び監査委員の変更（第 9 条、第 12 条関係）
管理者及び副管理者は互選から、管理者は萩市長、副管理者は長門市長に固定。
それにより会計管理者は萩市会計管理者に、監査委員は長門市監査委員に固定。
- (3) 経費の支弁方法の修正及び追加（第 13 条関係）
関係市の分賦金の額の算定について、ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場の費用区分を追加。

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

萩・長門清掃一部事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正後	現行
(組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) <u>ごみ処理施設及び最終処分場</u> (以下「施設」という。) の設置、<u>管理</u>及び<u>運営</u>に関する事務。<u>ただし、現に係市がそれぞれ設置、管理及び運営している施設に関するものを除く。</u> (2) (略) (執行機関の組織) 第 9 条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。 <u>2 管理者は、萩市長を充てる。</u> <u>3 副管理者は、長門市長を充てる。</u> <u>4 会計管理者は、萩市会計管理者を充てる。</u> (監査委員) 第 1 2 条 組合に監査委員 2 人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び<u>長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員</u>各 1 人を選任する。 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、<u>長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員</u>にあつては当該市の監査委員の任期による。	(組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) <u>ごみ処理施設</u> (焼却施設に限る。以下「施設」という。) の設置、<u>維持管理</u>及び<u>運営</u>に関する事務 (2) (略) (執行機関の組織) 第 9 条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。 <u>2 管理者及び副管理者は、関係市の長の互選による。</u> <u>3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者を充てる。</u> (新設) (監査委員) 第 1 2 条 組合に監査委員 2 人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び<u>関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから</u>、各 1 人を選任する。 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、<u>関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから選任される者</u>にあつては当該市の監査委員の任期による。

別表（第 13 条関係）

費用区分	分賦区分	分賦割合	算出基礎
<u>焼却施設に要する費用</u>	均等割	100 分の 20	
	人口割	100 分の 40	____ 4 月 1 日における直近の国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100 分の 40	<u>焼却施設に搬入した関係市のごみ量</u>
<u>ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に要する費用</u>	均等割	<u>100 分の 20</u>	
	人口割	<u>100 分の 40</u>	<u>4 月 1 日における直近の国勢調査の結果による人口</u>
	<u>ごみ量割</u>	<u>100 分の 40</u>	<u>ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に搬入した関係市のごみ量</u>

別表（第 13 条関係）

分賦区分	分賦割合	算出基礎
均等割	100 分の 20	
人口割	100 分の 40	<u>毎年度 4 月 1 日における直近の国勢調査の結果による人口</u>
ごみ量割	100 分の 40	<u>____ 施設において処理した関係市の当該年度のごみ量</u>
(新設)		

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

1 事故の発生日時

令和5年8月1日（火）午前8時～8時30分頃

2 事故の発生場所

湯免ふれあいセンター駐車場（長門市三隅中 252 番地 1）

3 損害賠償の相手方



4 事故の概要

令和5年8月1日午前8時頃から8時30分頃までの間、湯免ふれあいセンター駐車場において、草刈機を用いて駐車場周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近に駐車中の相手方車両の後部ガラスに当たり、物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 無

イ 物的損害 後部ガラス破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 102,784 円

(内訳) 修理費用 95,084 円、代車費用 7,700 円

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱する。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員であります田中裕子^{たなかひろこ}氏の任期が令和 5 年 12 月 31 日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として阿部徹也^{あべてつや}氏を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所・略歴等

住 所 [REDACTED]
氏 名 阿部 徹也（あべ てつや）

4 候補者の略歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

5 委員の任期

令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日（3 年間）

権利の放棄について

令和 4 年度 債権管理条例により放棄した債権の概要（上下水道局分）

令和 4 年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、41 人分 599,115 円となっている。

放棄理由の内訳

1 水道料金について

条例第 12 条第 1 項第 1 号（時効満了）該当分は、令和 2 年度に条例第 9 条を適用し徴収停止を実施している債権、第 3 号（相続人なし等）該当分は、債務者死亡で相続人なしの債権、第 6 号（生活困窮）該当分は、高齢で資力回復が見込めない者の生活保護受給前の債権である。

2 漁業集落排水使用料について

条例第 12 条第 1 項第 4 号（徴収停止 3 年）該当分は、令和元年度に条例第 9 条を適用し徴収停止を実施している債権である。

3 農業集落排水使用料について

条例第 12 条第 1 項第 3 号（相続人なし等）該当分は、債務者死亡で相続放棄された債権、第 4 号（徴収停止 3 年）該当分は、令和元年度に条例第 9 条を適用し徴収停止を実施している債権である。

その他、条例第 12 条第 1 項第 2 号（破産等）、第 5 号（強制執行済み）によるものは該当ありません。